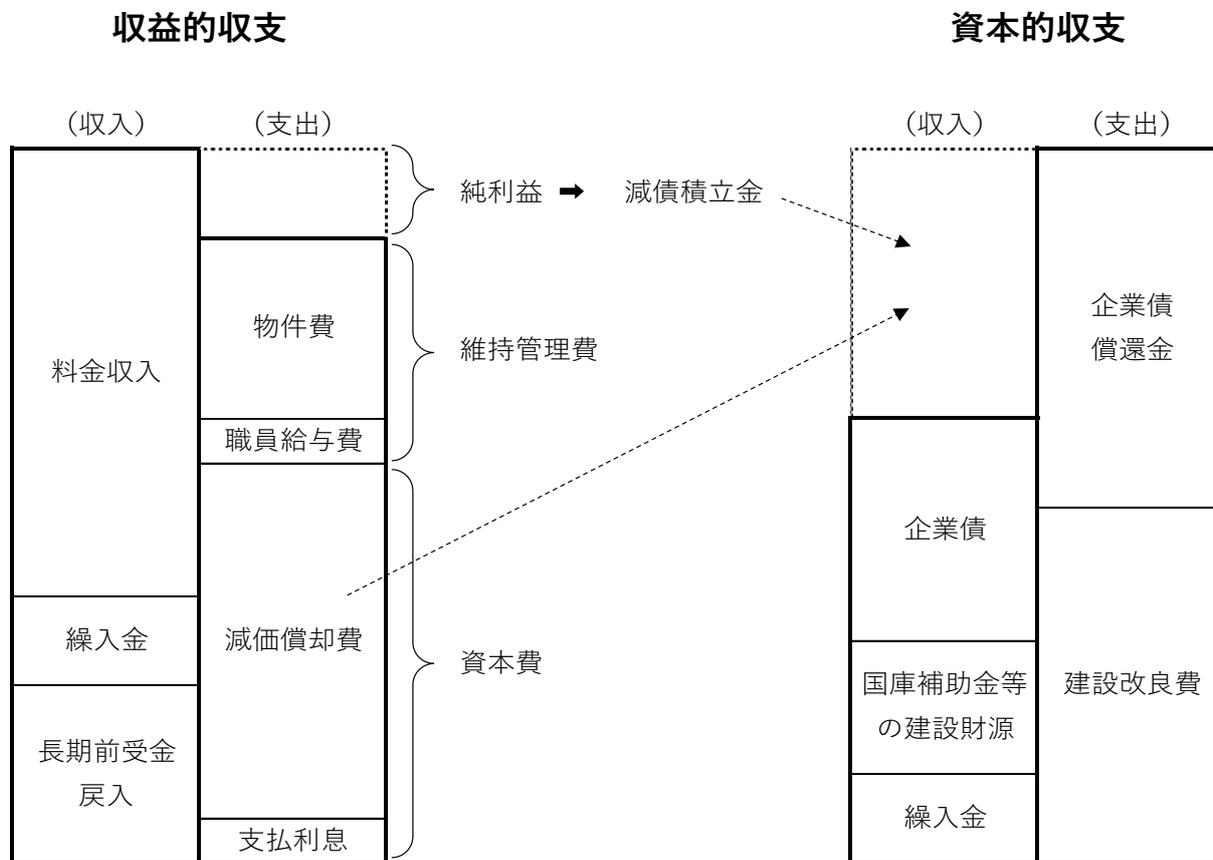


(1) 公営企業会計の特徴



- ・ 公営企業会計には、2つの予算があります。

1) 収益的収支

施設の**維持管理費**（職員給与費，物件費）や**資本費**（**減価償却費**，支払利息）を料金などの収入で賄っているかを整理している予算
 → 利益が生じた場合，欠損金の補填のほか，減債積立金として，企業債の償還（返済）に充てています。

2) 資本的収支

施設の新設・更新を行う**建設改良費**やその建設改良のために借り入れた**企業債**などに関わる収入と支出を整理する予算
 → 収支不足は，減債積立金や減価償却費から生じた内部留保資金で賄っています。

(2) 主な収入の推計

① 水道料金・下水道使用料 → 第3回審議会の **資料5** 参照

- ・ 行政区域内人口の将来像を3つのパターンで捉え、この中で最も人口が少なくなる下位推計を採用
- ・ 給水人口や処理区域内人口、更には水需要や処理水量を予測
- ・ 現行料金体系を基に料金の収益予測

② 長期前受金戻入

- ・ 施設の整備時に収入していた国庫補助金等の財源を施設の耐用年数に合わせて収益化
- ・ 今後、新たに実施する予定の建設改良分は、支出（建設改良費）の見込に合わせて財源計上し、施設の耐用年数に応じて、長期前受金戻入を試算

③ 一般会計繰入金

- ・ 水道・下水道事業 = 料金収入による**独立採算制**を基本



- ・ 一般会計繰入金による事業（消火栓の設置管理、雨水の処理など）

1) **料金での実施がなじまない経費**も行政全体の効率性の観点等から、公営企業で実施しているケース

2) 能率的な経営を行っても**料金収入だけでは賄えない経費**

- ・ 総務省では、一定のルールを定めています（**繰出基準**）。

➔ 繰出基準に合致するものは、地方交付税などの地方財政措置が講じられています。

- ・後期財政計画の収支計画で見込んだ繰入金は、次のとおりです。

【水道事業会計における一般会計繰入金】

繰入金の区分		繰入事項	繰入金計上の考え方
繰出基準に該当するもの (基準内繰出)	負担金	水道消火栓の設置・管理等に要する経費	水道消火栓の維持管理に要する経費のほか、老朽化した消火栓の更新費用、道路工事等に伴う移設費用等
	補助金	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当の給付に要する経費
		簡易水道の建設改良に要する経費(利子分)	建設改良債の利子償還に繰出基準に定める率を乗じた額
	出資金	簡易水道の建設改良に要する経費(元金分)	建設改良債の元金償還に繰出基準に定める率を乗じた額
災害・安全対策事業に係る経費		基幹管路の耐震化に要する経費に繰出基準で定める率を乗じた額	
繰出基準に該当しないもの (基準外繰出)	水道料金	水道料金の減免実施に要する経費	市の福祉施策として実施する水道料金の減免に伴う企業会計の減収分
	補助金	簡易水道事業運営に要する経費(収支不足分)	料金収入や基準内繰出を充ててもなお収支が不足する額
	出資金	簡易水道の建設改良に要する経費	建設改良債の元金償還で繰出基準に該当しない部分や料金収入だけでは賅えない建設改良費

【下水道事業会計における一般会計繰入金】

繰入金の区分		繰入事項	繰入金計上の考え方
繰出基準に該当するもの (基準内繰出)	負担金	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する維持管理費や資本費(減価償却費+企業債利子)
		下水道に排除される下水の規制に関する事務経費	公共用水域の水質規制に従事する職員の人件費
	補助金	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当の給付に要する経費
		下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特別措置分)の元利償還金
		下水道事業債(普及特別対策分)の償還に要する経費	下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額
	分流式下水道等に要する経費	分流式下水道に要する資本費で、下水道使用料では賅えない部分	
繰出基準に該当しないもの (基準外繰出)	下水道使用料	下水道使用料の減免実施に要する経費	市の福祉施策として実施する下水道使用料の減免に伴う企業会計の減収分
	補助金	農業集落排水事業運営に要する経費(収支不足分)	料金収入や基準内繰出を充ててもなお収支が不足する額

(3) 主な支出の推計

① 維持管理費

- ・維持管理費は、職員給与費と物件費（施設の維持管理やサービスの提供に係る経費）で構成
- ・職員給与費
組織体制は、現在調整中のため、現行の体制で仮試算
- ・物件費
水道事業会計では、主に委託料、動力費、薬品費、修繕費で、
下水道事業会計では、主に委託料、修繕費、負担金で構成

委 託 料	<p>【水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連業務の包括的な発注、複数年契約の実施など、経費の縮減を反映した積算 ・労務単価の上昇や資材費の高騰を受け、単価上昇傾向を踏まえた試算 <p>【下水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水処理センターの包括的委託や、管渠や下水施設の維持管理関連業務を包括的に複数年契約で実施するなど、経費の縮減を反映した積算 ・包括的委託は、電気料金や薬品、修繕に係る経費を含んでおり、価格の上昇傾向を踏まえた試算 ・労務単価の上昇や資材費の高騰を受け、単価上昇傾向を踏まえた試算
動 力 費	<p>【水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に水道施設を稼働させるための電気料金 ・足元の電気料金の急激な上昇を踏まえた推計
薬 品 費	<p>【水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に水道水の製造過程で原水から汚れや臭いを取り、消毒するための薬品 ・今後の水需要予測と近年の価格上昇傾向を踏まえた積算
修 繕 費	<p>【水道事業会計・下水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に水道・下水道施設のメンテナンスや故障等に対応するための修繕経費 ・委託料と同様に、労務単価の上昇や資材費の高騰を反映した積算
負 担 金	<p>【下水道事業会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に水道事業会計に対する負担金（水道事業会計で整備した量水器の減価償却費等を下水道事業会計とで経費案分している。）

② 減価償却費

- ・法定耐用年数に応じて資産の老朽による価値の減少を費用化したもの
- ・過去に整備した資産に基づき積算
- ・今後、整備や更新が見込まれる施設の建設改良費により試算

③ 建設改良費

- ・水道施設は、今後、資産の老朽化が本格的に進行していくことから、その対策を経済的かつ効率的に行っていく必要があります。
- ・下水道施設は、水道事業よりも遅れて整備が始まったことから、現段階では老朽化の波は穏やかな状況
 - ➔ 資産の老朽化自体は避けられるものではなく、今後、到来する本格的な更新に備えながら、対策を実施していく必要があります。
- ・限られた財源の中で、効率的かつ経済的に課題に取り組む必要があります。
- ・事業費を平準化していく観点からも、優先順位等を見極めながら、建設改良費の見込を計上
- ・積算に当たっては、労務単価の上昇や資材費の高騰等を反映

④ 企業債元利償還金

- ・既発債
借入条件（約定による借入利率・償還方法）に基づき積算
- ・新発債
見積もった建設改良費を基に発行額や借入期間を設定
- ・新発債の利率と利率見直し方式による既発債の見直し後の利率
足元の長期金利の上昇傾向を踏まえ、0.8%で試算

(4) アセットマネジメント・ストックマネジメントの反映

- 水道事業ではアセットマネジメントを、下水道事業ではストックマネジメントを実施
- ➔ 収支を推計するに当たっては、これらを反映します。